

カンボジア王国
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国政府
第 148 ANKr.BK 号

特別経済区の設定および管理に関する政令

王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- カンボジア王国投資法を公布する 1994 年 8 月 5 日付勅令第 03/NS/94 号、およびカンボジア王国投資法改正法を公布する 2003 年 3 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0303/009 号
- 税法を公布する 1997 年 2 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0297/03 号、および税法改正法を公布する 2003 年 3 月 31 日付勅令第 NS/RKM/0303/010 号
- 輸出入品の課税に関する 1989 年 7 月 26 日付カンボジア開発評議会勅令第 57 Kr.号
- カンボジア王国投資法改正法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANKr.BK 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 147 ANKr.BK 号

- カンボジア開発評議会の要請により、
- 王国政府の必要に応じて、

以下のとおり決定する

第1章 総則

第1条 本政令の目的および適用範囲

1-1 目的

本政令の目的は、特別経済区を設定および管理し、投資環境を改善して生産性、競争力、国民経済成長、輸出、雇用創出を促進し、貧困を削減することにある。さらには、あらゆる投資活動の確立、管理、調整、ならびにカンボジア王国の特別経済区における当該区開発業者および投資家の投資促進に関連する、手順および規則を定めることにある。

カンボジア王国政府は、投資家向けの情報の透明性、有効性、責任追跡性、利便性を確実にする、カンボジア王国政府が定めた現行方針の枠組みに一致する原則および条件を実施することにより、特別経済区を支援する。

1-2 適用範囲

本政令は、カンボジア王国政府の関係省庁または機関、特別経済区の特区分業者および投資家で、カンボジア特別経済区委員会および特別経済区管理局から投資の承認を受け、投資優遇措置および保証を得た者のあらゆる活動に適用する。

第2条 定義

本政令において、次の用語は、以下に定義する意味を有する。

- **カンボジア特別経済区委員会 (CSEZB)** とは、政令により設立され、カンボジア王国の特別経済区の設定および管理決定義務を負うカンボジア開発評議会の管轄下にあるカンボジア特別経済区委員会をいう。
- **評議会 (Council)** とは、カンボジア王国投資法に基づき設立されたカンボジア開発評議会 (CDC)をいう。
- **輸出加工区 (EPZ)** とは、輸出に限定した、商品の生産および加工に関する産業活動およびその他の活動区域をいう。
- **自由貿易区域 (FTA)** とは、生産品、製品、材料、またはその他の機器のサービスの提供、保管、実演、こん包、清掃、および仕上げを行う地域で、その区域からの輸出入が免税で行

える地域をいう。ただし、カンボジア王国内の他の場所への輸出は除くものとし、この場合の輸出入は、法に従い税および物品税の対象となる。

- **一般工業区 (GIZ)** とは、国内使用および輸出を目的とした商品の生産および加工に関連する、産業活動およびその他の活動のために設定された区域をいう。
- **生産区域**とは、工業地帯内の工場がある区域をいう。
- **生産設備**とは、生産資材の実質的加工に使用される機器および道具で、それ自体は加工されないか、輸入から 2 年以内に消費されないものをいい、情報技術設備またはあらゆる自動車を含む。
- **生産資材**とは、原材料、半完成品、および生産付属品で、輸入から 2 年以内に適格投資プロジェクトの生産プロセスで完全加工されるかまたは使用されるものをいう。これには、事務機器および備品、石油製品、自動車、および自動車の部品を含まない。
- **生產品**とは、加工された生産資材から生産される商品をいう。
- **適格投資プロジェクト (QIP)** とは、最終投資登録証明書の交付を受けた投資プロジェクトをいう。
- **居住区域**とは、特別経済区の雇用者、被雇用者、および労働者の居住設備のための地域をいう。
- **共益サービス区域**とは、工業地区、銀行、郵便局、商業店舗、および輸送サービスの管理運営事務所など、産業および商業の運営のための活動を支援する区域をいう。
- **特別経済区管理局**とは、特別経済区での「ワンストップ・サービス」機関である国家の行政管理部門をいい、関係省庁および機関により付与された完全な権限に基づき、優遇措置の承認などを含み、特区投資家に対する許可、免許、および登録を承認、発行する義務を負い、さらに区域での投資に関し国家の管理権限に関連するあらゆる要請に対応する義務を負う。
- **特別経済区 (SEZ)** とは、あらゆる産業活動およびその他の関連活動を結集した経済分野の発展のための特別区域をいい、一般工業区または輸出加工区を含む場合もある。各特別経済区は生産区域を有し、当該区域には自由貿易区域、共益サービス区域、居住区域、および旅行者区域を含むことができる。

- **特区開発業者(Zone Developer)**とは、カンボジアまたは外国の自然人または法人で、適格投資プロジェクトを実施し、区域内の物理的インフラの開発、事業、およびサービスへの投資を許可され、かつ特区投資家の安全とセキュリティを確保する者をいう。
- **特区投資家(Zone Investor)**とは、カンボジアまたは外国の自然人または法人で、適格投資プロジェクトを実施し、特区開発業者から不動産を購入または賃借し、区域で事業、生産、サービス、および取引などの投資活動を行う者をいう。

第 2 章 特別経済区(SEZ)設定のための手続

第 3 条 特別経済区の設定

3.1 特別経済区設定の条件

1. 特別経済区は、カンボジア王国政府の決定および評議会の「ワンストップ・サービス」機関により、カンボジア王国内の適切かつ戦略的な区域に設定することが許可される。
2. 特別経済区は、国家、民間企業、または国家と民間企業の共同事業体が設立できる。
3. 特別経済区の設定は、以下の条件に従う。
 - (a) 正確に測量設計され、地理的境界があり、50 ヘクタールを超える土地でなければならない。
 - (b) 区域を取り囲む柵がなければならない（輸出加工区用、自由貿易区域用、および各区域のそれぞれの投資家の家屋用）。
 - (c) 運営事務局の建物、区域の管理事務所、大規模な道路網、浄水、電気、および電気通信ネットワーク、防火システムおよびセキュリティシステムを備えていなければならない。それぞれの状況に応じ、区域には、労働者、被雇用者および雇用者のための居住区域、公園、病院、職業訓練校、ガソリンスタンド、レストラン、駐車場、ショッピングセンターまたはマーケット等のための土地を用意することができる。
 - (d) 上下水道網、排水処理網、固形廃棄物の保管・管理場所、環境保護対策、および必要と考えられるその他の関連インフラを備えていなければならない。

- (e) 関係省庁または機関が、各区域の地理および特定の規模を考慮し、かつ現行法、国家基準、および国際基準に従い発行する指示書に記載する、特別経済区の開発における建設上の技術的要件、規則、および基本ルール、環境、ならびにその他の義務に従わなければならない。

3.2 特別経済区設定のための手続

1. 特別経済区開発への投資を希望するすべての特区開発業者（Zone Developer）は、カンボジア特別経済区委員会（CSEZB）に対し、区域開発のための承認申請をし、適格投資プロジェクト(QIP)として登録を受けなければならない。カンボジア特別経済区委員会は、その提案を検討し、当該申請を却下すべきか否かを決定するため、評議会の「ワンストップ・サービス」機関に提出する義務を負う。

特区開発業者は、カンボジア特別経済区委員会に対し、特別経済区設定のため 700 万リエル(約 1750 ドル)の額の申請料を支払う。

2. カンボジア特別経済区委員会は、申請承認の如何を問わず、特区開発業者に対し 28 営業日以内に返答する。
3. カンボジア特別経済区委員会から特別経済区設定の承認を受けた特区開発業者は、180 営業日以内に以下の事項を行わなければならない。この期間は重大な理由がある場合延長することができる。
 - a) 区域のあらゆるインフラの基本計画書の作成など、プロジェクトの詳細な経済的実現可能性調査を実施する。これには、区域から外部への道路の接続、水道・電気網、環境対策、ならびに地域通信事業の費用、土地賃貸料、工場賃貸料、水道、電気、電話サービス、およびセキュリティの費用、特区投資家向け地域内の公共スペース使用料、労働者、被雇用者、および雇用者の住居費、特に職業訓練センターの使用料を含む。
 - b) 関係省庁または機関からの要請に応じ、その他の関連書類またはカンボジア特別経済区委員会による配達証明付き書簡を提出する。かかる要件は、特区開発業者の条件付投資登録証明書（CRC）に明記する。
4. カンボジア特別経済区委員会は、特区開発業者が評議会に対し 3.2.3 項に定めるプロジェクトを提出した日から 100 営業日以内に、特区開発業者を代理して、管轄省庁、機関、当局、または上記書類を取扱うカンボジア王国政府関連機関から、承認、認可、免許、許可、または登録を受領する。とともに特区開発業者へ最終投資登録証明書を発行する。

5. 特別経済区およびその境界の設定は、カンボジア特別経済区委員会が特区開発業者への最終投資登録証明書(FRC)を発行した際に、政令(Sub-Decree)によって定める。
6. カンボジア特別経済区委員会は、特区開発業者が最終投資登録証明書を受領してから 365 営業日以内にプロジェクトの総投資資本の少なくとも 30 パーセントを実施していない場合は、区域設定に関する承認の取消権、および最終投資登録証明書で与えた優遇措置 (Incentives)の取消権を有する。

3.3 特区投資家(Zone Investor)の登録手続

特別経済区で、関連する法および政令により許可された分野における生産活動またはサービス活動を開始する特区投資家は、営業時間内に特別経済区管理局へ投資案の登録に必要なあらゆる書類を提供し、正式な手続を完了しなければならない。特別経済区管理局は、投資案の登録を決定する義務を負う。これは、法的側面、行政的側面、および技術的側面に基づき決定され、法およびカンボジア王国投資法改正法の実施に関する政令が定める投資登録手続に従って、最終投資登録証明書が発行される。

特区投資家への優遇措置の付与は、区域内の「ワンストップ・サービス」機関を通じ、かつ関連する法令に従い、特別経済区管理局が決定する。

特別経済区管理局は、特区投資家の投資プロセスに関する他のあらゆる要請に応じ、カンボジア王国政府の関係省庁または機関とともに、特区投資家の問題に積極的に取り組む。

第 3 章 管理体制および義務

第 4 条 特別経済区の実管理体制

4.1 特別経済区問題調査委員会 (SEZ-Trouble Shooting Committee)

特別経済区問題調査委員会は、技術的側面、法的側面に関するものであるか否かを問わず、特別経済区で発生するあらゆる問題、または省庁もしくは機関の共同管轄下にあるが特別経済区管理局もしくはカンボジア特別経済区委員会 (CSEZB) の権限を越える問題について、直ちに解決する義務を負う。

特別経済区問題調査委員会はさらに、あらゆる苦情を受理し、特区開発業者および特区投資家が申立てた苦情の解決を図る機関としての義務を負う。

この委員会は、評議会(CDC)に設置し、自らの活動のため評議会(CDC)の印章を使用する権利を有する。

特別経済区問題調査委員会の構成は以下のとおり。

1 -	カンボジア開発評議会共同議長	共同議長
2 -	閣僚評議会担当大臣	委員
3 -	経済財務大臣	委員
4 -	商業大臣	委員
5 -	国土整備・都市化・建設大臣	委員
6 -	環境大臣	委員
7 -	鉱工業エネルギー大臣	委員
8 -	公共事業・運輸大臣	委員
9 -	労働・職業訓練大臣	委員
10 -	カンボジア開発評議会事務局長	委員
11 -	カンボジア特別経済区委員会事務局長	書記官

当該委員会は、必要に応じ、評議会のメンバーを召集し本委員会の会議を開催することができる。特別経済区問題調査委員会の会議は、当該委員会の共同議長の指示により、当該委員会の書記官の召集で開催される。

4.2 カンボジア特別経済区委員会(CSEZB)

カンボジア特別経済区委員会は、特別経済区の開発、管理、および運営監督を担当する「ワンストップ・サービス」機関である。

カンボジア特別経済区委員会の義務は以下のとおり。

1. 方針および戦略に関するカンボジア王国政府の「最高機関 (Etat-Major)」であり、カンボジア王国の特別経済区の開発計画を開始し、方向性を決定する
2. 特別経済区管理局の指定、区域の「ワンストップ・サービス」機関の設置、区域の一般行政および機能の管理、区域の紛争解決および最終的な解散に関する原則および規則を定める
3. 特区開発業者に対し税および税以外の優遇措置を与え、有効な法および関連規定に従い、特区投資家に対する優遇措置に関し特別経済区管理局に指針を与える

4. 特別経済区における業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、管理および労働者の訓練、環境、建設、輸出入、投資優遇措置の受給資格、およびその他の技術的事項に関する指針を作成する。これには、カンボジア王国政府の省庁または機関との関係促進を含む
5. 区域内におけるあらゆる不正な活動を調査する
6. 特区開発業者、特区投資家、労働者、被雇用者、雇用者の利益、ならびにその他技術的事項および法的事項に関する問題に対処する

4.3 特別経済区管理局(SEZ-Administration)

特別経済区行政は、カンボジア特別経済区委員会が構築した「ワンストップ・サービス」機関であり、それぞれの特別経済区に常置され、以下のような構成および義務を有する。

1. 特別経済区行政の構成は以下のとおり。

- カンボジア特別経済区委員会の代表者	議長
- Custom and Excise Department の代表者	委員
- CAMCONTROL の代表者	委員
- 商業省の代表者	委員
- 労働・職業訓練省の代表者	委員

上記のメンバーは、各関係省庁または機関が指名し、その運営時に各区域に常置する。

2. 特別経済区に所在する特別経済区管理局の事務所は、特区開発業者が提供し、その他、材料、水道、電気、居住設備も供給し、必要に応じてその他の支援を行う。
3. 前述のすべての関係省庁または機関は、各々の代表者に対し、省庁または機関を代表して区域における各権限に基づき決定を行う権利を付与する。
4. 特別経済区管理局のメンバーの給与は、関係省庁または機関から支払われる。
5. 各特別経済区管理局は、特別経済区管理局の業務に関するすべての書類に公に用いる独自の印鑑を有する。

特別経済区管理局の義務は以下のとおりである

- a. 商品の出入り、輸送の方法、および区域の人の出入りを各権限に基づき管理する。商品の輸出入のための通関手続きを処理し、区域の機能促進のためカンボジア王国政府の関係省庁または機関との行政手続きを円滑にする
- b. 所定の原則に従った、区域内での活動に関連する特区開発業者および特区投資家の業務の遂行を管理する
- c. 登録のための投資提案の審査、優遇措置の授与、許可、免許、および特区投資家が要請する製品原産地証明書の発行を行う。当該決定は区域内で行う。
- d. 各権限に基づき、区域内の活動を管理する
- e. 特区開発業者と協力して、管轄下の問題に対応する
- f. 関連するあらゆる正式手続きを迅速化および効率的化を図る
- g. 区域の活動に関する、毎月、四半期、半期、および年次の報告書を、関係省庁および機関、カンボジア特別経済区委員会ならびに州・特別市投資小委員会に提出するため、作成する
- h. 王国政府の省庁または機関に関する特区投資家の要請を調整し、対処するため、その他の職務を遂行する。

4.4 特区開発業者

特区開発業者は、カンボジア王国の法に従い活動を行う。

特区開発業者は以下の義務を負う。

- (a) 区域内の活動を管理する人材など、区域のインフラ開発のための十分な資本と手段を有する
- (b) 区域を設定するための土地所有権を有する
- (c) 電気、水道、道路、および電気通信網などの区域のインフラ建設、環境保護および管理網、倉庫、消防署、およびその他必要な施設を建設する
- (d) 特区投資家に対する土地の賃貸、サービスの提供、特区投資家向けの賃貸料およびサービス料の設定を行う。これには、水道、電気、建物、電気通信網、公共地域の清掃、警備要員、特区投資家の日常業務に使用されるその他の施設の使用料が含まれる。
- (e) 警備要員を配置し、区域内の公の秩序を維持する

- (f) 区域の内部規則および特区投資家に関する一般規則など、区域のサービスに関連する規則を導入し、区域の特性に基づき区域内での運営が許可される事業、生産、およびサービスの種類を決定する
- (g) 区域への投資を促進および誘致し、区域へ投資するための正式手続、手順、および恩典の受給資格に関する詳細情報を提供する
- (h) 法に基づき、インフラの維持および修理、質の維持および衛生管理、あらゆる不正活動、およびカンボジア特別経済区委員会の指示に対する違反行為につき全責任を負う
- (i) 要請に応じて、カンボジア特別経済区委員会に報告書を提出し、経済財務省の指示に従い、適正な会計帳簿を維持して納税義務を履行する
- (j) 区域の機能に関し特別経済区管理局と協力してこれを支援し、問題に対処するため現地当局と密接な関係を維持する

第 4 章 特別経済区に適用される優遇措置

第 5 条 優遇措置の付与手続

カンボジア特別経済区委員会は、カンボジア王国のすべての特別経済区に対する優遇措置を検討し、これを付与する。

- 5.1 特区開発業者による区域内における建設に使用する建設材料、機器および資材の輸入に関する免税の提案は、カンボジア特別経済区委員会に提出し、検討および決定を求める。
- 5.2 生産設備、建設材料、および生産資材の輸入に対する免税は、提案に基づき、法に従って、特区投資家に許可される。特区投資家は、輸入する生産設備、建設材料、および生産資材のリストを作成し、特別経済区管理局にこれを提出し、当該区域における承認を求める。その後、特別経済区管理局は、カンボジア特別経済区委員会および関係機関に対し、決定内容を報告する。
- 5.3 特区投資家に適用される奨励金は、現行の法およびカンボジア王国投資法改正法の施行に関する政令に従い、特区投資家に発行される最終投資登録証明書（FRC）に明記する。

第6条 税制上の優遇措置

- 6.1 特区開発業者は、その投資活動について以下の優遇措置を受ける。
- (a) **利益税** 利益税免除期間は、カンボジア王国投資法改正法第 14.1 条に従い、最長 9 年と定める。
 - (b) **輸入税およびその他の税金** 区域でのインフラ建設に使用する機器および建設材料の輸入については、これを認め、輸入税およびその他の税金を免除する。
- 6.2 特区投資家は、カンボジア王国投資法改正法第 14.9 条、およびその他の関連規則に定める会計上の優遇措置を受ける。
- 6.3 付加価値税 (VAT) について割合ゼロパーセントの優遇措置を受ける資格を有する特区投資家は、輸入ごとの免税額を記録する。生産品が再輸出される場合、上記記録は考慮に入れないものとする。生産品が国内市場に輸入される場合、特区投資家は、記録した付加価値税の金額を輸出数量に応じて払い戻す。

第7条 その他の優遇措置

- 7.1 特区開発業者は、町から区域への道路の敷設工事、ならびに公共の利益および区域の利益を目的としたその他の公共サービスのインフラ建設のための機械類および機器の輸入に関し、関税が免除される。
- 7.2 特区開発業者は、現行の法令に従い、仮通関 (AT) の形式で、インフラ建設のために使用する輸送手段および機械類の輸入を要請できる。
- 7.3 特区開発業者および特区投資家によるあらゆる輸入は、船積前検査 (PSI) に関する関連規則に従うものとする。
- 7.4 特区開発業者、特区投資家、および外国人被雇用者は、投資に由来するすべての収入および区域で受領する給与を、税金支払い後他国の銀行に送金する権利を有する。
- 7.5 特区開発業者および特区投資家は、会計上の優遇措置とは別に、カンボジア王国投資法第 8 条、第 9 条、および第 10 条、ならびにその他の関連規則が定める投資保証を受ける権利を有する。

- 7.6 特区開発業者は、国土法に従い、国境沿いの地域または隔離地域に特別経済区を設定するため国家から土地営業権を取得し、当該土地を特区投資家に賃貸することができる。

第5章

特別経済区の輸出加工区（EPZ）の管理に関する特別規則

第8条 輸出加工区の状態

特別経済区の輸出加工区は、柵で囲まれた区域であり、カンボジア特別経済区委員会が定める特定の出入り口がある。

正当な権限を有する労働者、被雇用者、雇用者、訪問者、および資格を有する者のみが、営業時間内に、区域の施設および特区投資家の家屋に入出入りすることができる。権限を与えられた常駐警備員および特別経済区管理局から権限を与えられた者を除き、いかなる者も、いかなる場合においても、営業時間後に輸出加工区内および特区投資家の家屋内にとどまることは認められない。

第9条 輸出加工区の出入り時刻

商品の輸出入など許可された者のための輸出加工区への出入り予定時刻は、特区開発業者と特別経済区管理局間の合意に従い、特別経済区管理局の内部規則で決定する。

第10条 輸出加工区の商品の輸出入

輸出加工区への商品の輸入または輸出加工区からの商品の輸出は、以下の規則に従う。

- 10.1 輸出加工区の商品の輸出入は、カンボジア王国の商品輸出入とみなされ、商品の所有者が、その輸出入の前に、輸出加工区の管轄当局への輸出入の正式手続きをしなければならない。これらの商品は、輸出加工区へ輸入される前または輸出加工区から輸出される前に、税関職員がこん包し、適正に封印する。
- 10.2 前述の資格を有する者は、商品の管理にいかなる支障もきたさないよう、簡略かつ明確な書式一式を作成する。
- 10.3 小売業または関連活動は、公共の利益または社会的利益のために行う場合であっても、輸出加工区内に設置してはならない。

10.4 特区投資家は、所有者であっても、特別経済区管理局からの許可なく、輸出加工区で生産された生産品を使用してはならない。

10.5 輸出加工区の特区投資家は、特別経済区管理局に対し、特定の契約を締結して、生産の必要に応じて、一般工業区内の国内市場または投資家からの商品購入を申請できる。それぞれの販売および購入は、特別経済区の税関職員の検査を受ける。

生産品が、適切な品質基準を満たさない、粗悪品である、または時代遅れであるため、特区投資家が輸出できない場合の当該生産品の国内市場での販売については、特区投資家は、区域への商品購入のために行われる承認申請と同じ申請を行う。

国内市場で引き渡されるすべての商品は、どのような状態であっても、カンボジア王国に輸入される商品に必要な正式手続と同じ手続を完了しなければならず、輸入税およびその他適用すべき税金の対象となる。

10.6 特別経済区管理局は、必要があればいつでも、特区投資家が輸出入について不正活動を行ったと思われるあらゆる不審な取引を調査する権限を有し、特区開発業者およびカンボジア特別経済区委員会に正式に通知する。

10.7 輸出加工区内での特区投資家による商品の移動に関する原則違反で、使用目的に関連しないもの、環境管理規則や生産規則に従わないもの、非許可商品の生産、生産規準への不適合、国家が提供する生産または便益の利用で許可された目的以外に使用したものは、関連法および規則に基づき、罰金および刑罰の対象になる。

第 6 章 労働力

第 11 条 労働力の使用および管理

特別経済区で労働力を使用および管理するには、カンボジア王国憲法が保証する権利と保護を遵守しなければならない。特別経済区で働く労働者および被雇用者は、労働法、ならびに労働法および関連規則が定めるすべての者を対象にした社会保障法の規定に従い、給与、福利厚生、業務上の安全、および健康を守るための条件についての権利を有する。

外国人の管理者、技術者、または専門家を雇うことができる。ただし、外国人従業員の数、全従業員数の 10 パーセントを超えないことを条件とする。

外国人の特区開発業者および特区投資家は、配偶者および被扶養者を同行することができ、カンボジア王国移民法に従い、居住ビザ(Resident VISA)を取得する権利を有する。

カンボジア人の労働者および被雇用者または上記の割合に従った外国人労働力の募集および雇用による労働力の使用は、被扶養者の同行も含め、労働法および移民法、ならびにその他関連規則に従い行われる。

第7章 職業訓練

第12条 職業訓練

特区開発業者は、労働・職業訓練省と協力し、カンボジア人労働者、被雇用者の教育訓練を促進し、特定の効果的なプログラムにより当該労働者および被雇用者に新たな知識および技能を修得させる義務を負う。

第8章 紛争解決および違反

第13条

カンボジア王国のいかなる州・特別市に所在する特別経済区においても、刑事事件も含め違反があった場合は、当該州・特別市の裁判所が管轄権を有するものとする。

第14条

区域内で活動および労働している特区開発業者、特区投資家、労働者、被雇用者、雇用者および公務員で、特別経済区が定めるいかなる規則にも違反した者は、関連法に従い処罰を受ける。

省庁または機関の政府職員および特別経済区管理局の職員は、区域の開発運営に干渉してはならない。

政府職員が、その義務、および所属する省庁または機関から付与された権限に反して行動した、または、これを順守しなかったことが判明した場合、当該職員は、現行の公務員法の規定に従い処罰を受ける。

第9章 最終規定

第15条

本政令に定めのない特別経済区内の活動はすべて、カンボジア王国投資法の規定およびあらゆる関連法令を適用する。

第16条

本政令は、状況の変化および実施中に広まった状況の必要性に応じ、カンボジア特別経済区委員会の要請により、特別経済区問題調査委員会の承認を経て改正される。また透明性および投資家からの信頼を確保するため、「特別経済区に関する法」となるようにする。

第17条

閣僚評議会担当大臣、内務大臣、経済財務大臣、商業大臣、鉱工業エネルギー大臣、環境大臣、国土整備・都市化・建設大臣、あらゆる省の担当大臣、機関の長、州・特別市知事、および関連法人の代表者は、署名の日から本政令を有効に施行する。

ブノンペン 2005年12月29日
首相
署名および捺印
フン・セン (Hun Sen)

提出先：

経済財務省

上級大臣兼 CDC 第一副議長

Keat Chhon より

サムデク (Samdech) 首相宛

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- 第 17 条に記載のとおり
- 公文書保管所 - 記録